

介護保険 訪問看護利用料金表（非課税）

※公費医療制度が適用されます。介護保険証・負担割合証のほか公費受給者証等があればご提示ください。

(2026. 6. 1～)

サービス内容		指定訪問看護(要介護者対象)					介護予防訪問看護(要支援者対象)					サービス提供時間
		利用料 (10割)	利用者負担額			単位	利用料 (10割)	利用者負担額			単位	
			(1割)	(2割)	(3割)			(1割)	(2割)	(3割)		
★訪問看護Ⅰ-1 時間内		3,579 円	358 円	716 円	1,074 円	314	3,454 円	346 円	691 円	1,037 円	303	1回につき 20分未満
訪問看護Ⅰ-2 時間内		5,369 円	537 円	1,074 円	1,611 円	471	5,141 円	515 円	1,029 円	1,543 円	451	1回につき 30分未満
訪問看護Ⅰ-3 時間内		9,382 円	939 円	1,877 円	2,815 円	823	9,051 円	906 円	1,811 円	2,716 円	794	1回につき 30分以上1時間未満
訪問看護Ⅰ-4 時間内		12,859 円	1,286 円	2,572 円	3,858 円	1,128	12,426 円	1,243 円	2,486 円	3,728 円	1,090	1回につき 1時間以上1時間30分未満
◆訪問看護Ⅰ-5 (PT・OT・ST)		3,351 円	336 円	671 円	1,006 円	294	3,237 円	324 円	648 円	972 円	284	リハビリ 20分/1回
◆訪問看護Ⅰ-5 (PT・OT・ST)		6,703 円	671 円	1,341 円	2,011 円	588	6,475 円	648 円	1,295 円	1,943 円	568	リハビリ 40分 要介護：294単位×2 要支援：284単位×2
◆訪問看護Ⅰ-5・2超 (PT・OT・ST)		9,063 円	907 円	1,813 円	2,719 円	795	-	-	-	-	-	リハビリ 60分 要介護：265単位×3 ※1回につき90/100に相当する単位数
★特別管理加算Ⅰ (1ヶ月に1回)		5,700 円	570 円	1,140 円	1,710 円	500	5,700 円	570 円	1,140 円	1,710 円	500	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カ テーテル等を使用している状態であること
★特別管理加算Ⅱ (1ヶ月に1回)		2,850 円	285 円	570 円	855 円	250	2,850 円	285 円	570 円	855 円	250	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮 を超える褥瘡の状態であること
複数名訪問看護加算 (Ⅰ) 【＋看護師等】	30分 未満	2,895 円	290 円	579 円	869 円	254	2,895 円	290 円	579 円	869 円	254	1回につき看護師等と①看護師等または ②看護補助者により、複数名で1人の利用者に訪問 看護(介護予防含む)を行った場合に算定 ※ご利用者またはご家族の同意が必要
	30分 以上	4,582 円	459 円	917 円	1,375 円	402	4,582 円	459 円	917 円	1,375 円	402	
複数名訪問看護加算 (Ⅱ) 【＋看護補助者】	30分 未満	2,291 円	230 円	459 円	688 円	201	2,291 円	230 円	459 円	688 円	201	
	30分 以上	3,613 円	362 円	723 円	1,084 円	317	3,613 円	362 円	723 円	1,084 円	317	
長時間訪問看護加算		3,420 円	342 円	684 円	1,026 円	300	3,420 円	342 円	684 円	1,026 円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の 場合に算定
初回加算	I	3,990 円	399 円	798 円	1,197 円	350	3,990 円	399 円	798 円	1,197 円	350	新規に訪問看護を提供した場合に算定 (退院・退所日当日に看護師の訪問)
	II	3,420 円	342 円	684 円	1,026 円	300	3,420 円	342 円	684 円	1,026 円	300	新規に訪問看護を提供した場合に算定 (退院・退所日の翌日以降の訪問)
退院時共同指導加算		6,840 円	684 円	1,368 円	2,052 円	600	6,840 円	684 円	1,368 円	2,052 円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、 その内容を文章により提供した場合に算定
緊急時訪問看護加算 (Ⅱ)		6,543 円	655 円	1,309 円	1,963 円	574	6,543 円	655 円	1,309 円	1,963 円	574	1か月につき1回算定
★ターミナルケア加算		28,500 円	2,850 円	5,700 円	8,550 円	2,500	-	-	-	-	-	死亡月につき1回算定(※要介護のみ)
サービス提供体制 強化加算Ⅱ1		34 円	4 円	7 円	11 円	3	34 円	4 円	7 円	11 円	3	1回につき3単位算定
介護職員等処遇改善加算		加算単位数＝1ヶ月あたりの総単位数×1.8% ※総単位数とは、介護職員等処遇改善加算を除いた、基本サービス費および各種加算・減算を合計した単位数										

★…緊急時訪問看護加算(24時間対応の体制が整っている)を届出している訪問看護ステーションが算定可能となります。
◆…療法士(PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士)の実施するリハビリの上限は、週6回(1回20分)120分迄となります。
※「(予防)訪問看護訪問回数超過等減算」の算定要件に該当する場合は、1訪問につき8単位を減算
※理学療法士等による介護予防訪問看護の開始日の属する月から、12ヶ月を超えて介護予防訪問看護を行った場合、1訪問につき15単位を減算
※准看護師による訪問は、1回につき90/100の単位数になります。
※准看護師による訪問は、1回につき90/100の単位数になります。
(注意)緊急時訪問看護加算・特別管理加算Ⅰ・Ⅱ・ターミナルケア加算・サービス提供体制強化加算・介護職員等処遇改善加算は区分支給限度基準額の算定対象外となります。

その他加算に関して	
夜間・早朝加算	午前6時～午前8時まで、または午後6時から午後10時までサービスを行った場合、基本単位数に25%が加算されます。
深夜加算	午後10時～午前6時の間にサービスを提供する場合、基本単位数に50%が加算されます。

《利用料負担額の計算方法》		【1級地】
単位数<*1> × 11.4 × 利用者負担割合		＝ 利用者負担額 (小数点以下切り上げ)
<*1> 准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります。		

※サービスの利用を中止する際は、速やかにご連絡をお願い致します

連絡先： 03-5972-1195

訪問看護リハビリステーションはなえみ駒込